

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 五 号

平成七年三月八日(水曜日)

午後零時十一分開議

出席委員

委員長 中西 續介君

理事 二田 孝治君

理事 倉田 栄喜君

理事 仲村 正治君

理事 錦織 淳君

赤城 徳彦君

栗原 博久君

七条 明君

浜田 靖一君

御法川 英文君

石破 茂君

鮫島 宗明君

千葉 国男君

増田 敏男君

山岡 賢次君

石橋 大吉君

辻 一彦君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

出席政府委員

水産庁長官 鎮西 油雄君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

二月十七日

初村謙一郎君

補欠選任 熊谷 弘君

同日

熊谷 弘君

補欠選任 初村謙一郎君

同日

熊谷 弘君

同日二十日

石破 茂君

木幡 弘道君

初村謙一郎君

山田 正彦君

同日

伊藤 達也君

川島 實君

川島 實君

月原 茂皓君

野田 毅君

同日二十一日

初村謙一郎君

武山百合子君

同日

初村謙一郎君

同日

武山百合子君

同日

遠藤 登君

同日

加藤 万吉君

三月八日

加藤 万吉君

同日

木幡 弘道君

同日

鮫島 宗明君

同日

木幡 弘道君

同日

木幡 弘道君

同日

木幡 弘道君

同日

木幡 弘道君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

提出第二六号)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案及び漁業災害補償法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大河原國務大臣 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案及び漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の漁業は、食生活において重要な地位を占める水産物の供給のほか、漁村地域の発展にも大きな役割を果たしておりますが、近年、周辺水域における資源水準の低下、国際規制の強化等による漁獲量の減少、魚価の伸び悩み等厳しい状況にあります。

このような状況のもとで、今後とも水産物の安定的な供給を確保していくためには、漁業経営を改善するとともに、漁業の担い手を着実に育成確

保することにより、我が国の漁業生産力を維持していくことが喫緊の課題となっております。

このため、中小漁業者等の経営の近代化を促進することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、漁業経営改善促進資金制度の創設であります。

漁協系統等の資金を原資とし、構造改善事業を実施する中小漁業者に対して、経営の近代化に必要な低利運転資金を融通する漁業経営改善促進資金制度を創設することとし、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、漁業近代化資金の貸付け条件の改善であります。

漁業の経営形態の多様化、資金需要の増加等に対応するため、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付金合計額の最高限度を引き上げることとしております。

第三に、漁業者等への資金融通を円滑にするため、漁業信用基金協会の会員資格の範囲の拡大等を行うこととしております。

また、漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、金利改定手続の簡素化を図ることとしております。

続きまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十三年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年における我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、共済事業の運営は、新

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

平成七年三月八日

たな対応を必要とするに至っております。  
すなわち、二百海里体制の本格的な定着に加え、資源保護、環境保護の観点からの公海漁場の縮小等厳しい状況のもとで、我が国周辺水域における漁獲不振等により共済事故が多発してきております。また、共済の加入がまだ十分ではないという事情もございます。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、漁業及び漁業共済に関する学識経験者等の意見を踏まえ慎重に検討した結果、中小漁業者の共済需要の多様化に対応しつつ、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保することを旨として、漁獲共済の仕組み等について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁獲共済についての改正であります。まず、最近の資源管理型漁業の進展等に対応するため、中小漁業者等により構成され、漁獲共済に係る規約を定める等の一定の要件を満たす団体が共済契約を締結することができるようにしております。また、継続申込特約の制度において、契約割合の引き上げの制限を緩和することとしております。

第二に、養殖共済についての改正であります。まず、最近における漁業者の共済需要の多様化に対応するため、てん補方式に選択制を導入し、てん補内容の充実を図ることとしております。また、継続的な加入を確保し、漁業者の加入手続を簡素化するため、継続申込特約方式を導入するとともに、無事故者に対する掛金返戻制度を導入することとしております。

第三に、政府による漁業共済保険事業についての改正であります。最近における共済事故の態様等にかんがみ、政府の保険金額の算定方法を改めることとしております。

何とぞ、これら二法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散會

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案  
（中小漁業融資保証法の一部改正）  
第一条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業信用基金協会が」を削り、「保証する」の下に「ことを主たる業務とする漁業信用基金協会」を加える。

第二条第一項第四号中「百人」を「三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第二号及び前二号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で、政令で定めるもの

第四条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第五條第一項の認定に係る同項の構造改善計画に従つて同項の構造改善事業を実施する同法第二条の中小漁業者（当該認定を受けた同項の漁業協同組合等の直接又は間接の構成員であるものであつて、当該認定に係る同項の特定業種漁業

を営むものに限る。）に対しその経営の近代化に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給  
第十条第二項中第五條但書を第五條ただし書に「左」を次に「に」に改め、同項第四号中「第二條第一項第二号」の下に「又は第六号」を加える。

第二十一条に次の一号を加える。

十五 第四条第二号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項  
第二十四条第一項第二号中「法人」の下に「若しくは団体」を加える。

第四十二条第一項中「決定」の下に「及び資金の供給の決定」を加え、「左」を次に「に」、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「を除く外」を「のほか」に改める。

第四十三条の二の見出し中「借入金」を「借入金等」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第四十三条の三 協会は、農林漁業信用基金法第二十七条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四條第二号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならぬ。

2 前項の金銭は、第四条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第四十四条第一項中「の剰余金」を、第四条第一号に掲げる業務に係る剰余金に改め、同条第二項中「損失」を「第四条第一号に掲げる業務に係る損失」に改める。

第四十四条の二中「を行う」を並びに同条第二号に掲げる業務を行う「に」、「主務省令の」を「主務省令で」、「同号イ」を「同条第一号イ」に、「と同号ロ」を、「同号ロ」に、「業務とを」を「業務及び同条第二号に掲げる業務ごと」に

改める。  
第四十七条第一項中「法人」の下に「又は団体」を加え、「当る」を「当たる」に、「且つ」を「かつ」に改める。  
第五十七条第一項中「法人」の下に「又は団体」を加える。  
第六十六条に次の一項を加える。  
3 主務大臣は、協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。  
第六十九条第一項中「の半期」を削り、「政令で定めるもの」を主務大臣が定めるもの「に」改め、同条第二項中「の半期」を削る。  
第七十一条第二項及び第七十四条中「政令で」を「主務大臣が」に改める。  
第七十七条中「（昭和五十一年法律第四十三号）」を削る。  
第七十八条第一項中「の半期」を削る。  
第八十六条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第八号の二中「又は第四十三條の二第一項」を、「第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項」に改める。  
（農林漁業信用基金法の一部改正）  
第二条 農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。  
第二十七條第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。  
八 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第二号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。  
第二十九條第一項中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に改める。  
第三十一条第三号中「第七号」を「第八号」に改める。  
第三十七條第三項中「第二十七條第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。  
第四十条第一項ただし書中「第二十七條第一項第三号の二」の下に「及び第八号」を加える。

附則第二十二條第二項中「政令で」を「主務大臣が」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第三條 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「百人」を「三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円」に改め、同項に次の一号を加える。

- 十 第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で、政令で定めるもの

第二條第三項第一号を次のように改める。

- 一 一漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)以内のものであること。

イ 第一項第一号から第五号までに掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円

ロ 第一項第一号から第五号までに掲げる者イに規定するものを除く。に貸し付ける場合にあつては、九千万円の範囲内で政令で定める額

ハ 第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十二億円

ニ 第一項第十号に掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円の範囲内で政令で定める額

ホ 第一項第十号に掲げる者(ニに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、十二億円

第二條第三項第四号中「政令で」を「農林水産大臣が」に改める。

附則

第一類第八号 農林水産委員会議録第五号

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前に成立してゐる第一條の規定による改正前の中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(漁業近代化資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての第三條の規定による改正前の漁業近代化資金助成法第二條第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小漁業者等の経営の近代化を促進するため、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する資金の融通の円滑化を図るとともに、漁業近代化資金の貸付対象者を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中、「財産目録」を削る。第五十條第四項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

第八十二條第二項中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る」を削る。

第八十五條及び第九十一條第四項中「同号ロに規定する規約を定めてゐる中小漁業者」の下に、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員を加

える。 第八十五條第一項第二号ロの次に次のように加える。

ハ ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む第八八條第一項に規定する特定第二号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)

第八十五條第一項第三号ロの次に次のように加える。

ハ ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であつて第八八條の二第三項の政令で定める要件に該当するものをその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)

第八八條第二項中「特定第二号漁業者」の下に「及び当該申込みをしてゐる同号ハに掲げる団体の構成員たる特定第二号漁業者」を加え、同条第三項中、「同号ロを同号ロ」に改め、「中小漁業者」の下に、「同号ハに掲げる団体であるときはその構成員」を加える。

第八八條の二第二項及び第三項中「又は組合員」を「組合員」に、「定めること」を定め、又は同号ハに規定する団体の構成員として同号ハに規定する規約を定めること」に、「第五項を第六項」に改め、「同号ロ」の下に「若しくはハ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第五項第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体は、同項第二号ハ又は第三号ハに規定する規約が第二項又は第三項の規定により定められたときは、組合に第八四條第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならぬ。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第八四條第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第八五條第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通じて当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。を「種類」とし、第八四條第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第八五條第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通じて当該漁業の属する漁業の種類又は種類とする。に改める。

第八十三條第一項中「合計額」の下に「とし、第八四條第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第八五條第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通じて当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする。を加え、同条第三項中「合計数量」を「合計数量」とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通じて当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。に、「合計数量」を「合計数量」とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成

平成七年三月八日

員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。」に改める。

第百十三条の二第五項中「から一年を経過した日の翌日」を削り、「当該当初契約及び当該継続契約の前の継続契約のいずれ」を「当該継続契約の直前の共済契約(以下この条において「直前契約」という。)」に、「おいても」を「おいて」に、「当初契約」を「直前契約」に改め、同条第六項中「当該継続申込特約に係る直前の共済契約」を「直前契約」に改める。

第百二十四条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に、「ほどこした」を「施した」に、「さらに」を「更に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「指定する割合が」を「指定する割合(以下この条において「指定割合」という。が)に、「その割合」及び「当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合」を「指定割合」に、「第四項の割合を乗じて得た金額を」第六項の割合を乗じて得た金額(第四項において「控除金額」という。))に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の支払われる場合に関し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るもの(養殖水産動植物に係る共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする)。

一 次号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業に係るものにあつては、前二項の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外に当該共済金を支払うものでないこと。

二 前項第一号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業であつて、政令で定める種類のものに係るものにあつては、損害数量が直前数量に政令で定める割合(当該割合に比し、指定割合が大きい場合にあつては、指定割合)を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金

を支払うものでないこと。

三 農林水産省令で定める要件に該当すること。

4 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の金額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るもの(養殖水産動植物に係る共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額(同項第一号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額)に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額(共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額)とする。

第百二十四条の次に次の一条を加える。  
(継続申込特約)  
第百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第百二十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第百二十条第一項の割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特

約とする。

約とする。

3 継続契約に係る第百二十条第一項の割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る第百二十条第一項の割合については、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約に係る第百二十条第一項の割合を上回る割合にこれを変更することができる。

5 第一項の継続申込特約については、第百十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。  
第百二十五条の十六を次のように改める。  
(継続申込特約)  
第百二十五条の十六 特定養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第百二十五条の第十二項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第百二十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第百二十条第一項の割合並びに前条第一項から第十五条の第十二項の割合及び第百二十五条の第十二項の割合に対する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約

と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更については第百十三条の二第四項及び第五項の規定を、継続契約に係る第百二十五条の第十二項の割合の変更については第百二十四条の二第三項及び第四項の規定をそれぞれ準用する。

4 継続契約の共済限度額又は単位共済限度額については、第百十三条の二第六項の規定を準用する。

5 第一項の継続申込特約については、第百十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。  
第百四十七条の四第一項中「次に掲げる金額を合計して」を「同一年度再共済契約に係る再共済金額のうち、連合会責任再共済金額を超える部分の金額に政令で定める割合を乗じて」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項第一号の連合会責任再共済金額は」を「前項の連合会責任再共済金額は」に改め、「同項の責任分担再共済金額は当該合計額のうち政府が連合会とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ」を削る。

第百四十七条の七中「次に掲げるとおり」を「当該再共済金の合計額のうち当該連合会責任再共済金額を超える部分の金額に第百四十七条の四第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額」に改め、各号を削る。

第百九十五条第一項第一号中「特定養殖共済」の下に「次号の政令で定める種類の特定養殖業に係るものを除く。」を加え、同項第二号中「又は第百十四条第二号」を、「第百十四条第二号」に改め、「係る養殖共済」の下に「又は政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済」を加え、「第百十六条第一項第二号」に掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第三号に掲げる組合員であるときは同

「第二百五条第一項第三号ロ又は第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは第二百五条第一項第三号ロ又は第二百五条の四第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第二百五条第一項第三号ハ又は第十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときはその構成員に、「又は養殖共済を」、「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。  
 第九十六条の四第四項中「第八十七条第五項」を「第八十七条第三項」に改める。  
 第九十九条及び第二百条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)  
 第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成七年度における漁業共済保険事業の保険契約については、漁業災害補償法第四十七条の三の規定にかかわらず、その共済責任期間の開始日が平成七年四月一日以後この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前日である共済契約については「再共済契約(以下「施行日前再共済契約」という。)に係る再共済責任及びその共済責任期間の開始日が施行日以後平成八年三月三十一日以前の日である共済契約については「再共済契約(以下「施行日後再共済契約」という。)に係る再共済責任のそれぞれを一体として、これらにつき保険契約が成立するものとする。

2 改正後の漁業災害補償法第四十七条の四及び第四百七条の七の規定は、施行日後再共済契約に係る保険契約について適用し、施行日前再共済契約に係る保険契約については、なお従前の例による。

3 改正後の漁業災害補償法第九十五条第一項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共

済契約については、なお従前の例による。  
 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

漁業事情の推移に伴う中小漁業者の共済需要の変化に的確に応じていくため、漁業共済事業に係る共済契約の方式を多様化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員会議録第二号中正誤	
ページ 段行 誤	正
九三末一 新農	就農
一七四七 思っている	思っている
同 第三号中正誤	
ページ 段行 誤	正
二四七 本来	本年

平成七年三月十三日印刷

平成七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K